

岡崎市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団員による不当な行為により市民の生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、県及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（第8条及び第9条において「団体等」という。）との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むように努めるとともに、市が実施する暴力団の

排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団に利益を与えることとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しなければならない。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設の利用における措置）

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、公の施設の利用の承認の申請があった場合において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく承認をしないことができるものとする。

2 市長又は教育委員会は、公の施設の利用の承認をした後において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく承認を取り消し、又は利用を禁止することができるものとする。

（市民等に対する支援）

第8条 市は、団体等と連携し、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第9条 市は、団体等と連携し、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。